Japan Center for Asian Historical Records (JACAR)
Reference Code: B18100159600

(17)

第一課長

アジア局長 次長

条約第一七四号

昭和三十一年八月十七日

在タイ

特命全権大使 沢田信一

外務大臣臨時代理

国務大臣 河野一郎 殿

タイ国援韓派兵に関する件

標記の件に関し、別紙の通り在外公館長より報告越したから、参考迄送付する。

第四課長

在外公館
207
0445
記帳済
アジア局 1.5
回覧番号 ア四
大臣官房 文書課 本 収 31.8.21

一、タイ国援韓遠征軍の兵数と全費

(イ) タイ国は現在まで陸軍は八回に分け八四八名海軍は六回に分け二二八名空軍は五回に分け一〇、二三名を派遣したが、うち陣没兵士一九名行方不明、五名、傷病兵一〇名をもつている。タイ軍兵力は陸軍二五一名空軍三四名で海軍は全部撤収した。

(ロ) 右経費は派兵が来年六月まで延期、二九、四二、七九八、八八八バーツである。

(但し軍人俸給は含まず)

二、援韓派兵の動機と効果

タイ国は国連重視の観点に基き侵略防止のため今次援軍を派遣したものである。

在外公館
20
0446

RA'-0177
0368
外交史料館
Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

Japan Center for Asian Historical Records (JACAR)
Reference Code: B18100159600

A-7105-1

アジア局長 殿

参事官

第四課長

昭和三十二年四月十二日

在タイ
特命全権大使 澁沢信一

外務大臣 岸信介殿

タイ國援緬軍召還に関するサリット元帥談話報告の件

國務大臣兼陸軍総司令官サリット元帥は十日附緬甸より帰国後記者団と会見し、援緬軍召還に関し左の如く述べた由であるが、右は援緬軍撤兵に対し近くタイ國援緬軍を召還せしめるとの意向を明かにしたものと思われる。尚援緬軍撤兵は既に安定しつつあるタイ國防強化の為援緬軍を召還するものであるとも述べた由である。

在外公館
アジア局 32.4.20 総務課
アジア局 32.4.22 第四課
外交 32.4.15
828 帳了 325

0448

信頼を寄せ、かかる同盟国たるタイ国が万一侵略を受けた場合、国連軍の援助に期待を寄せることはタイ国の国際的地位と発言権を高めることを実感し、タイ国の軍部が長年の夢であった東南アジア条約機構の成立に力を尽くしたことは、タイ国軍部としては当然の事であると信ずるが、国防省としては米国に対しこの種債務を有する訳ではなく、又米国としてもこの種債務を負わせるが如きことは考えていない旨述べた由である。

二、賠償、債還について

右問題については、タイ国は援緬軍撤兵に関連して米国に対しこの種債務を有するとの考えを持っていないが、米国としては援緬軍撤兵に関連して賠償又は債還を考えているかも知れないとの印象を受けた。

在外公館

0447

RA'-0177

0369

外交史料館
Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan